

授業料

授業料の納入について

授業料は、前期（4月から9月まで）及び後期（10月から翌年3月）の2期に分けて、前期は5月末、後期は11月末までに年額の2分の1ずつを納入します。ただし、休学や退学に伴う授業料の月割免除は、前期は4月末日までに、後期は10月末日までに願い出ることにより、在籍（在学）月数の授業料納入をもって行われます。

授業料は、本学窓口での現金収納は行いません。次のどちらかの方法で納入してください。なお、原則は（1）の口座振替により納入してください。

（1）学生本人名義もしくは保護者名義の一般金融機関等又はゆうちょ銀行の口座からの口座振替（口座からの引き落とし）。なお、自動引落の手数料は不要です。

（2）やむを得ず口座振替の手続きを行っていない者は、「振込依頼書」により金融機関等窓口で大学指定口座へ振り込み

注1）令和2年4月より授業料振替口座の登録方法がweb登録に変更となります。詳細については、大学の入学手続きの際に案内書を送付しています。

注2）口座振替日は毎年度別途掲示等が行われるとともに、KOANに登録されている学生本人住所宛に事前通知が行われます。

注3）口座振替の手続きを行っていない者には、KOANに登録されている学生本人住所宛に「振込依頼書」が送付されます。

注4）「振込依頼書」により振り込む場合の振り込み手数料は本人負担となります。

授業料の債権は、新たに入学する者は入学月の初日に、在学学生は新年度4月に確定します。休学や退学等の学生としての身分の異動を願い出る者は、必ず異動日の1カ月前（ただし、2カ月前から受付を行います）までに手続きを行ってください。この手続きが行われていない場合には、授業料の債権が発生し、当該授業料を納入しなければなりません。

授業料免除・徴収猶予の申請を行っていない者、または、申請したが授業料の全額免除が許可されずに指定された期限までに必要な授業料の納入を完了しなかった者については、次の措置が取られます。

（1）大学から本人及び保護者等に督促が行われます。

（2）督促してもなお、相当期間を経過しても授業料の納入が完了しないときは、除籍の対象者となります。

【大阪大学ホームページ／関連ページ】

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/tuition_info

授業料未納による除籍について

年度末の時点において、授業料の納入が完了していない者については、本学学部学則第32条及び本学大学院学則第33条に基づき、当該年度の3月31日付けで除籍を行います。

授業料未納を理由として除籍となった者の復籍手続きについて

授業料未納を理由として除籍となった者については、救済措置として次の要領により復籍の申請手続きを行うことができます。

- (1) 授業料未納を理由として除籍となった者（前年度までの授業料の未納を理由として3月31日付けで除籍となった者）が、除籍年の4月中に未納の授業料を納入し、復籍を申請した場合には、4月1日に遡って復籍を認めることがあります。このことにより、在学期間は除籍前と通算することになり、修業年限の変更はありません。
- (2) 授業料未納を理由として除籍となった者（前年度までの授業料の未納を理由として3月31日付けで除籍となった者）が、除籍年の5月～春学期終了までの間に未納の授業料を納入し、復籍を申請した場合は、単位修得の見込み状況により、受入れ可能な期日（原則は夏学期開始日または10月1日）から復籍を認めることがあります。この場合の授業料は、復籍後に在籍する授業料から納入することになります。
- (3) 授業料未納を理由として除籍となった者（前年度までの授業料の未納を理由として3月31日付けで除籍となった者）が、除籍年の夏学期開始日～9月までの間に未納の授業料を納入し、復籍を申請した場合は、単位修得の見込み状況により、受入れ可能な期日（原則は10月1日または冬学期開始日）から復籍を認めることがあります。この場合の授業料は、復籍後に在籍する授業料から納入することになります。
- (4) 授業料未納を理由として除籍となった者（前年度までの授業料の未納を理由として3月31日付けで除籍となった者）が、除籍年の10月～秋学期終了までの間に未納の授業料を納入し、復籍を申請した場合は、単位修得の見込み状況により、受入れ可能な期日（原則は冬学期開始日または次年度の各学期開始日）から復籍を認めることがあります。この場合の授業料は、復籍後に在籍する授業料から納入することになります。
- (5) 授業料未納を理由として除籍となった者（前年度までの授業料の未納を理由として3月31日付けで除籍となった者）が、除籍年の冬学期開始日以降に未納の授業料を納入し、復籍を申請した場合は、単位修得の見込み状況により、受入れ可能な期日（原則は次年度の各学期開始日）から復籍を認めることがあります。この場合の授業料は、復籍後に在籍する授業料から納入することになります。
- (6) 除籍処分を取り消しのみを求める申請は受け付けません。
- (7) 復籍の申請が可能な期間は、除籍日の翌日から通算して3年とします。ただし、本学学部学則第32条及び本学大学院学則第33条に基づき、授業料未納を理由として除籍となった者が復籍し、再び除籍となった場合には、この取扱いは適用されません。

授業料の免除・徴収猶予・分納について

本学では、奨学支援の一環として、本人の申請に基づき選考等のうえ、予算の範囲で授業料（入学料）の免除が認められる制度や、納入期限が猶予される制度等があります。各制度で定める申請対象や申請条件等に該当する場合は、これらの制度を申請することにより、授業料等の全部または一部の納入額が免除される（納入期限が猶予される）可能性がありますので、経済的理由や家庭の事情等により納入が困難な状況にあるときは、本学のホームページに掲載するこれらの制度の案内や情報をよく確認してください。なお、授業料（入学料）の免除制度への申請を希望される場合には、所定の期限までに申請手続きを行うようにしてください。

（注1）授業料免除等の申請については、前期（4月から9月まで）分、後期（10月から翌年

3月まで)分のそれぞれの期の授業料ごとに免除を決定します。

(注2) 入学料免除等の申請については、入学時に限り申請可能です。

1. 申請対象・申請条件

(1) 学部学生の授業料免除

高等教育修学支援制度(「大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号)」)の支援対象者の要件に該当し、日本学生支援機構給付奨学金に採用されている方(採用予定の方又は所定の期限までに申請を行う方を含む。)は、授業料等免除の申請を行うことができます。学部学生で授業料等免除の申請を希望される方は、高等教育修学支援制度の支援対象者の要件に該当するか否かを必ず確認してください。なお、高等教育修学支援制度とは別に、本学が申請対象として認める方については、大阪大学独自の支援制度として実施する授業料免除に申請できる可能性があります。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。《高等教育修学支援制度授業料減免に関する留意事項》

1) 高等教育修学支援制度は、原則として日本学生支援機構給付奨学金を申請し採用され受給する者に対し、大阪大学が授業料の減免を認定する法律に基づく国の支援制度となりますので、同制度による授業料免除の申請を行う場合には、授業料免除の申請とは別に、日本学生支援機構給付奨学金の申請手続も別途行わなければなりません。

2) 高等教育修学支援制度の支援対象者の要件に該当し、支援を受ける権利があるにも関わらず、期限までに所定の申請手続を行っていない場合には、せっかくの支援が受けられず自身の不利益となる可能性がありますので、現時点で支援対象者の要件に該当しない場合であっても、同制度の支援対象者に該当するか否かについては、在籍中の各期において必ず確認を行うようにしてください。

(2) 大学院学生の授業料免除

以下の要件に該当する方は、大阪大学独自の支援制度として実施する授業料免除に申請することができます。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。

① 経済的理由によって納入が困難であり、学力基準を満たす方。

② 授業料免除については、前後期各期の授業料の納入前6ヶ月以内(新入生に限り納入前1年以内)に、出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人もしくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、授業料の納入が困難であると認められる方。入学料免除については、入学前1年以内において、出願者の主たる学資負担者が死亡又は出願者本人もしくは出願者の主たる学資負担者が風水害等の災害を受けたことにより、納入が著しく困難であると認められる方。

(3) 入学料収納猶予・授業料収納猶予・授業料分納

大阪大学独自の支援制度として実施します。詳細は大阪大学ホームページの情報を確認するようにしてください。

2. 申請方法等

高等教育修学支援制度、大阪大学独自の支援制度のいずれの制度も、申請方法、申請期間、提出書類等については、次のとおり、各年度各期に大阪大学ホームページに掲載する「申請要項」にその詳細を記載してお知らせしますので、申請を希望される場合は必ず確認のうえ申請を行っ

てください。

○前期（4月から9月まで）分授業料免除（4月入学者の入学料免除）申請

「申請要項」の掲載：前年度2月末頃（予定）

○後期（10月から翌年3月まで）分授業料免除（10月入学者の入学料免除）申請

「申請要項」の掲載：当年度8月末頃（予定）

【問い合わせ先】

吹田学生センター（ICホール1階） 06（6879）7088・7089

【大阪大学ホームページ／関連ページ】

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/remission>

奨学金

日本学生支援機構奨学金（外国人留学生を除く）について

（独）日本学生支援機構では、学業、人物ともに優秀であり、かつ経済的理由により修学が困難と認められる学生に奨学金を給付あるいは貸与する制度があります。

給付型奨学金の募集には、（１）予約採用、（２）在学採用、（３）家計急変採用があります。

貸与型奨学金の募集には、（１）予約採用、（２）在学採用、（３）秋季入学者採用、（４）緊急採用・応急採用があります。

本奨学金の募集については、大阪大学ホームページで案内しますので、奨学金を希望する方は、大阪大学ホームページを確認の上、必要な手続きを行ってください。

なお、申請の締切は厳守となっておりますので、早めにホームページを確認してください。

【窓口及び問い合わせ先】

豊中学生センター（豊中キャンパス・学生交流棟 2 階）

日本学生支援機構奨学金担当

電話：06（6850）5037、5038、5039

E-Mail：gakusei-sien-en2@office.osaka-u.ac.jp

【大阪大学ホームページ／関連ページ】

「申請の手引き」等、詳細の掲載場所（大阪大学ホームページ内）

（大学案内＞学生生活＞授業料・授業料免除・奨学金等＞奨学金＞日本学生支援機構奨学金）
（給付型）

<https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/jasso/recruit>

（貸与型）

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/kyufu/new_r2

※参考：日本学生支援機構ホームページ

<http://www.jasso.go.jp/shogakukin/>

地方公共団体及び民間奨学団体奨学金（外国人留学生を除く）について

地方公共団体及び民間奨学団体奨学会による奨学金（以下、「各種奨学金」という。）は、学業、人物ともに優れ、かつ、健康であって、経済的理由により学資の支弁が困難と認められる学生に給与もしくは貸与される制度です。

学生センターで取り扱っている各種奨学金には、「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」と「希望者が直接出願する奨学金」があります。「候補者を選考し大学から推薦する奨学金」については、推薦人数に限りがあり、またそれぞれの奨学会での推薦基準があるため、必ずしも申請者全員が推薦候補者になるとは限りません。

また、民間奨学団体等奨学会の奨学生に採用されると、在学中のみならず卒業後も民間奨学団体等との関係は続きます。大阪大学から推薦されたという自覚を持ち、向学心をさらに高め、交流会、面談、研修会への出席や、生活状況調書、成績表、奨学金受領書の提出など、奨学生としての義務を果たさなければなりません。これらの義務を怠った場合、辞退や採用取り消しとなる

場合もありますので、十分に考慮の上、申請してください。

対象者は奨学金の種類により異なります。申請方法は次のとおりです。

《候補者を選考し大学から推薦する奨学金》

大学からの奨学生候補者は、申請登録者から選考します。申請に関する情報は、大阪大学ホームページ等でご案内しています。KOAN掲示板でも通知が行われます。申請を希望する方はホームページ等を必ず確認し、定められた期日までに申請手続きを行うようにしてください。

《希望者が直接出願する奨学金》

大学に募集案内があった場合、その都度KOAN掲示板にてお知らせします。地方公共団体奨学金については、本学に募集案内が来ない奨学金もありますので、直接、出身地等の教育委員会等へ照会してください。

【問い合わせ先】

吹田学生センター（ICホール1階） 電話：06（6879）7084

【大阪大学ホームページ／関連ページ】

https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/student/tuition/scholar/gov_n_private

外国人留学生奨学金について

民間奨学金は、その都度KOAN掲示板及び人間科学研究科国際交流室前掲示板にてお知らせします。

【窓口及び問い合わせ先】

人間科学研究科国際交流室

【人間科学研究科国際交流室サイト】 <http://oie.hus.osaka-u.ac.jp>

学部・研究科内の施設等

学生による講義室等の使用について

授業または大学（学部）の行事に支障のない限り、学生は研究または集会のために、本研究科・学部所管の講義室を使用することができます。その場合、責任者は教務係に講義室の空き状況を確認の上、所定の使用願を使用日までに提出し、使用許可を受けてください。

なお、講義室その他を使用する（した）場合は、特に次の事項について留意してください。

- （１）研究会または集会終了後は、備品、器具類をもとの状態にもどし、授業等に差し支えないようにしておいてください。
- （２）使用後は機器類及び電灯、エアコンの電源は必ず切ってください。
- （３）講義室を使用する際にも、省エネルギー対策を効果的に推進するため、無駄な光熱費が発生しないよう努めてください。

リフレッシュルームの利用について

本館２階、３階に学生や教職員の集いの場としてリフレッシュルームを設けています。リフレッシュルームには、学生が使用できるコピー機や飲料の自動販売機も設置しています。

インターナショナルカフェの利用について

本館１階には、インターナショナルカフェを設けており、休憩や昼食時などの憩いの場としてだけでなく、情報交換、語学や様々な学術向上の場、外国人留学生を含む異文化交流の場として利用できるよう、学生や教職員に幅広く開放していますので、是非活用してください。

なお、インターナショナルカフェをイベント等で使用する場合は、教務係に空き状況を確認の上、所定の使用願を使用日までに提出し、使用許可を受けてください。

ラーニング・コモンズの利用について

北館２階の図書室の西側スペースに、ラーニング・コモンズを設けています。ラーニング・コモンズは、「プレゼンテーションエリア」と「グループ学習エリア」に分かれており、基本的に、学生同士あるいは学生と教職員が「共に学ぶ」ための共有の学習スペースとして広く開放しています。なお、授業の一環として行うアクティブラーニングやグループワークにも積極的に開放しており、また、ワークショップ等の開催、学習に係るイベントの場としても提供されています。使用時間は平日の８時３０分から２０時です。

研究会等で専有使用する場合には、必ず教務係にて利用予約の上、使用許可を受けてください。

図書室の利用について

北館２階には、人間科学部図書室があります。人間科学部・人間科学研究科の学際的な性格を反映し、自然科学、社会科学、人文科学と多岐にわたる図書資料、定期刊行物等が収められています。全学の蔵書から資料を取り寄せるサービスも利用することができます。開室時間は平日の午前１０時１５分から午後５時です。

計算機室の利用について

本館1階の計算機室には、サイバーメディアセンター教育用計算機システムの分散端末および統計ソフトウェアを利用できるノートPCを設置しています。授業の予習や復習、研究にこれらの情報端末を活用してください。開室時間は平日の午前8時30分から20時までです。なお、分散端末にトラブルが発生した場合はサイバーメディア室まで報告してください。

計算機室 http://cmo.hus.osaka-u.ac.jp/computer_room.html

テニスコートの使用について

本学部のテニスコートの使用要領は次のとおりです。この要領を遵守して使用するようしてください。

1. コートはテニス専用として使用してください。
2. 使用者は、本学部の学生、本研究科の大学院生・教職員及び学部長が許可した者とします。
3. 使用時間は、月曜日から金曜日までは午前8時30分から19時までとします。なお、時間外の使用については、事前に申し込み許可を得てください。
4. 使用に際しては、使用心得を厳守してください。
5. 申し込みの受付等、使用に関しては教務係で取扱います。
6. 予約時に申告した鍵の返却時間は厳守すること。平日の時間外は教務係入口の「鍵返却ボックス」へ返却してください。なお、休日の鍵の貸出および返却は使用責任者が守衛室で行ってください。

夜間及び土・日・祝日の本研究科建物への入退館について

本研究科では、安全確保を主な目的として、入退館管理システムを導入しています。20時00分から翌日の7時00分までの夜間及び土・日・祝日等の終日は、建物1・2階の主な出入口及び本館1階の計算機室を電気錠により施錠するため、入館の際には専用カードが必要となります。

なお、学部2(秋・冬学期以降)・3・4年生、大学院生及び研究生で時間外に入館が必要な場合には、申出により専用カードを配付します。専用カードが必要な場合は教務係に申し出てください。

また、卒業(修了)または退学により離籍する場合は、専用カードを必ず教務係に返却するようしてください。

大学内の禁煙について

本研究科には喫煙場所はありません。キャンパス敷地内は禁煙です。

喫煙は学内の指定する場所【卒煙支援ブース(特定屋外喫煙場所)】でお願いします。受動喫煙防止のため喫煙マナーを守り、火の始末の励行等にご協力ください。

人間科学研究科各室及び研究科附属未来共創センターの紹介

サイバーメディア室

サイバーメディア室は、本館1階（M124）にあり、本研究科の教育・研究の基盤となるネットワークの管理を担当し、ネットワークや情報機器の活用やトラブルなどについて相談に応じています。また、本研究科の研究内容などを情報発信するための公式ホームページ、大阪大学サイバーメディアセンター教育用計算機システムの分散端末および学習用コンピュータを設置した計算機室（M129）の運営をおこなっています。

開室時間 10:00～16:45
※土・日曜日、祝日、年末年始を除きます
E-mail cyber@hus.osaka-u.ac.jp

サイバーメディア室ホームページ <http://cmo.hus.osaka-u.ac.jp/>

国際交流室

国際交流室は、本館2階（M245）にオフィスを構え、留学を希望する学生や留学生の相談や支援を行っています。また、本研究科における国際交流に関する様々なイベントの開催もしています。

開室時間 10:00～16:00
※留学相談や生活相談の場合は、下記メールアドレスを使って事前に予約をしてください。
※土・日曜日、祝日、年末年始を除きます
TEL(FAX) 06-6879-4038
E-mail oie-core@ (@は半角、@以下は hus.osaka-u.ac.jp)

国際交流室ホームページ <http://oie.hus.osaka-u.ac.jp>

学生支援室

学生支援室は、本館2階（M248）にオフィスを構え、学生の就職・進路支援やインターンシップの実施、卒業生との連携などを行っています。また、就職及び他大学大学院入試の情報を収集しており、関連図書の貸出も行っていますので活用してください。さらに、学生生活上の諸問題の相談窓口として相談にも応じていますので気軽に利用してください。

開室時間 10:00～17:00
※土・日曜日、祝日、年末年始を除きます
TEL 06-6879-4043
E-mail student@ (@は半角、@以下は hus.osaka-u.ac.jp)

学生支援室Facebook <http://sso.hus.osaka-u.ac.jp>

教育改革推進室

教育改革推進室では、本研究科・学部学生の教育研究活動をさらに活発にするための取り組みや支援等を行っています。令和元年度は主に以下の支援等を行いました。

《大学院生対象》

- ・論文等の外国語校正支援
- ・大学院学生国際学会海外派遣支援金
- ・大学院学生研究集会開催支援金
- ・大学院学生等による国際研究支援

《学部生・大学院生対象》

- ・大学院進学説明会
- ・英語力向上セミナー TOEIC®対策講座、TOEFL®対策講座
- ・学部生・大学院生等による国際研究交流プロジェクト
- ・学部生の卒業研究支援

このような支援等の詳細は研究科ホームページ等を通じてお知らせしています。関心のある方はホームページを参照してください。

教育改革推進室ホームページ

https://www.hus.osaka-u.ac.jp/ja/students/study_support.html

未来共生プログラム事務室

未来共生プログラム事務室は、東館1階（E105）にオフィスを構え、博士課程教育リーディング大学院「未来共生イノベーター博士課程プログラム」、「人間科学未来共生博士課程プログラム」及び大阪大学「学修証明プログラム」人間科学研究科未来共生イノベータープログラムの運営、事務を扱っています。また、未来共生に関するイベント、刊行物などの情報も提供いたしますので、関心のある方は気軽に利用してください。

開室時間 9：00～17：00（昼休み12：00～13：00）

※土・日曜日、祝日、年末年始を除きます

TEL 06-6105-6490

E-mail info@respect.osaka-u.ac.jp

～ 学修証明プログラム（未来共生イノベーター） ～

本プログラムは、多文化共生問題の最先端の研究・実践をリードする人材の育成を目的とした文部科学省の博士課程教育リーディングプログラムを基盤としています。多文化共生社会の実現に向けた諸課題に 대응するために、「人びとの共通の未来に向けた斬新な共生モデルを具体的に創案・実施できる知識・技能・態度・行動力を兼ね備えた人材」（＝未来共生イノベーター）の養成を目指します。

これら一連のプログラムは、RESPECT（Revitalizing and Enriching Society through Pluralism, Equity, and Cultural Transformation）と略称されています。ご関心のある方は、ホームページをご覧ください。

未来共生博士課程プログラム ホームページ <http://www.respect.osaka-u.ac.jp/>

公認心理師プログラム運営室

公認心理師プログラム運営室は、本館4階（M428）にあり、公認心理師資格取得のための事務手続き、取得単位やカリキュラムの相談、学外・学内での実習関係の登録や指導を行っています。

開室時間 9:00～16:00（昼休み12:00～13:00）

※水・土・日曜日、祝日、年末年始を除きます

E-mail kounin@ (@は半角、@以下は hus.osaka-u.ac.jp)

人間科学部・人間学研究科のホームページに「公認心理師プログラム運営室」からのお知らせが掲載されています。

未来共創センター

人間科学研究科附属未来共創センターは、本研究科教員の個別の学問領域における研究の機能強化だけでなく、異なる研究領域の研究者との接触や協働を通して、新たな融合的学問領域の展開と、国内外の現場に寄り添った実践的な教育研究活動の実現を目指しています。

学部学生や大学院生は、本センターが企画・運営する公開講座、セミナーやサイエンス・カフェ、さらに学術図書企画・出版、国内外での課外活動や大阪大学オムニサイト（OOS）の事業等に参加することで、研究成果の一般社会への還元方法やコミュニケーション力・対話力の向上、及びプロジェクトの企画・運営能力などの実践的能力を身に着けることが期待できます。

学生が主体的に関わるこれらの実践教育型の諸活動については、その学修成果等に対して単位を認定する仕組みも用意しています。

未来共創センターホームページ

<https://www.hus.osaka-u.ac.jp/ja/mirai-kyoso>

就 職

就職活動について

就職を希望する者は、あらかじめ志望する職種等を各自研究し、指導教員、学生支援室講師と相談して就職方針を決めてください。また、下記の事項に留意して活動してください。詳細は、大阪大学キャリアセンター、もしくは人間科学研究科学生支援室におたずねください。

- (1) 就職関係の情報は、以下のホームページに掲載されていますので活用してください。
 - ① 大阪大学就職・進学情報 <https://www.osaka-u.ac.jp/ja/guide/career>
 - ② 大阪大学就職活動支援サイト <https://cs-web.osaka-u.ac.jp/recruit/>
 - ③ 人間科学研究科学生支援室サイト <http://sso.hus.osaka-u.ac.jp>
- (2) 就職関係の情報や通知連絡は、すべてホームページ、掲示、KOAN掲示板にて行われますので、常時確認するようにしてください。
- (3) 進路・就職先が決定した場合、KOANのTOP画面から「進路・就職報告システム」に入り、必ず進路情報・就職先情報の登録を行ってください。
- (4) 会社案内、就職ガイド、就職関連図書等は、人間科学研究科学生支援室及び大阪大学キャリアセンターに置いてありますので、就職活動に大いに利用してください。
- (5) 人間科学部（人間科学研究科）内で開催される就職ガイダンス等は積極的に活用・参加してください。

公務員について

公務員を志望する者には、通例、次のような各種資格試験があります。ただし、人間科学部（人間科学研究科）に通知されるものはごく一部ですので、志望者は各自早めに、国、各都道府県、各市区町村等のホームページなどを確認するとともに、それぞれの担当窓口にお問い合わせるようにしてください。

(1) 国家公務員

国家公務員採用試験は、「総合職試験」、「一般職試験」、「専門職試験」に区分されています。さらに「総合職試験」は、「院卒者試験」と「大学程度試験」の二種類に分かれています。また、例年、大学キャンパス内において、人事院近畿事務局による試験説明会も開催されますので、志望者は参加することが望めます。

国家公務員採用試験情報 <https://www.jinji.go.jp/top.html>

(2) 家庭裁判所調査官補

家庭裁判所調査官補として採用されるには、裁判所職員採用総合職試験人間科学区分（院卒者試験・大学程度試験）に合格する必要があります。受験申込受付は、例年、4月上旬です。

(3) 地方公務員上級職

都道府県、市区町村などの地方公共団体では、それぞれ採用試験が行われています。詳細

等については、事前に、各団体のホームページを確認するとともに、担当窓口にお問い合わせるようにしてください。

(4) 教育公務員

各府県及び各政令指定都市の教育委員会では、高等学校、中学校の教員採用試験が毎年7月頃に実施されています。詳細等については、事前に、各教育委員会のホームページを確認するとともに、担当窓口にお問い合わせるようにしてください。

(5) 児童相談所専門職員（児童福祉司）

児童福祉司は、児童の保護その他児童の福祉に関する事項について相談に応じ、専門的技術に基づいて必要な指導を行う等、児童の福祉増進に努めることを職務としています。児童福祉司になるには、在学中の心理学、教育学もしくは社会学に関連のある授業科目の単位を修得しておく必要があります。なお、採用試験は、各都道府県及び各政令指定都市において実施されます。詳細等については、事前に、各都道府県及び各政令指定都市のホームページを確認するとともに、児童福祉主管課にお問い合わせるようにしてください。

(6) 福祉関係職

社会福祉主事、知的障害者福祉司、身体障害者福祉司、児童福祉施設・知的障害者援護施設職員等があります。なお、採用試験は、各都道府県及び各政令指定都市において実施されます。詳細等については、事前に、各都道府県及び各政令指定都市のホームページを確認するとともに、担当主管課にお問い合わせるようにしてください。